

指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		105,461	t-CO ₂
① （温を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素排 換出 算） 量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		105,461	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	105,461	t-CO ₂	94,915	t-CO ₂	10.0

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量		t-CO ₂		t-CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

社内で掲げているCO₂削減目標（2030年の排出量を2013年比で50%とする）の達成に向けた、途中段階の目標削減率。

- 備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
- 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理	<ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的な委員会等の設置 ・取組状況の確認・評価・見直し ・各種課題、カーボンニュートラルに関する有益な情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネージメントレビューの実施による組織横断的な周知（年2回） ・エネルギー管理委員会の実施による各種課題項目の検討（1回/2月）
省エネルギー・省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休み時に不要な照明を消す。 ・白熱灯・水銀灯をLED照明等に取り替える。 ・機器購入・更新時は高効率機器を指定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休み時の照明を定常的に落とす。 ・各種現場の状況を考慮し、LED照明等に切り替える。 ・防災会議等で審議し、高効率のものを選定する。
自動車利用における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの空気圧など、こまめな点検・整備する。 ・次世代自動車の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署（事務課）で検討する。
工場等の製造工程における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程の見直し・改善、新設備の導入する。 ・製造工程で発生する排熱・未利用エネルギーを有効利用する装置の導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議等で検討する。
ハイドロフルオロカーボン等の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・工程等の見直し、定期的な点検を実施し、充填時や使用時のハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素などの漏洩の防止を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なパトロールを実施する。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

- ・ バージ水素の有効利用検討。

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

- ・ 電力会社からグリーン電力購入を検討。

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・ 西工場構外遊休地への太陽光発電設備設置検討
- ・ 工場敷地全体遊休地への太陽光発電設置検討

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

各自の業務進捗に合わせ、定時退社を推奨する。